

千葉市工場等緑化推進要綱

工場等緑化技術基準

令和7年4月1日改正

千 葉 市

千葉県工場等緑化推進要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例（昭和46年千葉市条例第21号）に基づき、工場、事業場又は事務所（以下「工場等」という。）における緑化の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 市長は、工場等の緑化に関する施策を推進するとともに、工場等の所有者又は管理者（以下「事業者」という。）に対し、必要な助言、指導又は技術的援助をしなければならない。

2 事業者は、工場等の敷地について、良好な環境を確保するために必要な樹林の造成を行うなどして緑化の推進に努めなければならない。

(緑化の基準)

第3条 事業者は、次に掲げる基準に基づき、工場等の緑化に努めなければならない。

(1) 工場等の緑化施設（都市緑地法（昭和48年法律第72号）第34条第2項に規定する緑化施設をいう。）の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑化率」という。）は、次のアからキまでに掲げる地域の区分に応じ、それぞれ当該アからキまでに定める割合とする。ただし、昭和49年10月11日前に設置された工場等（以下「既設工場等」という。）の緑化率は、10パーセント以上とする。

ア 工業専用地域 10パーセント以上

イ 工業地域 10パーセント以上

ウ 工業専用地域・工業地域のうち中央区川崎町、寒川町、塩田町、蘇我町、蘇我、新浜町、浜野町及び村田町並びに美浜区新港（以下「湾岸地区工業・工業専用地域」） 5パーセント以上

エ 準工業地域 15パーセント以上

オ 準工業地域のうち千葉市新港経済振興地区建築条例（平成13年千葉市条

例第42号)第3条に規定する区域並びに中央区中央港及び出洲港(以下「湾岸地区準工業地域」) 10パーセント以上

カ 用途地域の指定のない区域のうち、都市計画法第20条第1項の規定により告示されたちばリサーチパーク千葉地区地区計画の区域(以下「ちばリサーチパーク千葉地区地区計画区域」) 10パーセント以上

キ その他用途地域等 20パーセント以上

(2) 工場等の敷地が前号アからキまでに掲げる地域のうち2以上の地域にわたる場合の緑化率は、当該敷地のそれぞれの地域に存する部分の面積に前号アからキまでのいずれかに該当する緑化率を乗じて得た面積のそれぞれを合計した面積の当該工場等の敷地面積の全部に対する割合以上とする。ただし、工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項に規定する工場(以下「特定工場」という。)については、千葉市工場立地法地域準則条例(平成27年千葉市条例第22号)第5条の規定を適用する。

(3) 工業専用地域、工業地域(湾岸地区工業・工業専用地域含む)、準工業地域(湾岸地区準工業地域含む)及びちばリサーチパーク千葉地区地区計画区域に工場等を有する事業者は、将来において緑化率が20パーセント以上となるように努めることとする。ただし、緑化率が20パーセントに満たないときは、その不足分を敷地外緑地(工場等の敷地外の地面の上に緑地を確保することをいう。)又は緑化支援(当該事業者による公園緑地等の維持管理の支援及び公園緑地等の維持管理を行うボランティア団体への支援をいう。)に代えることができる。

2 前項各号に規定する緑化を実施する場合の技術上の細部については、別に定める「工場等緑化技術基準」によるものとする。

(緑化協議)

第4条 事業者は、工場等の緑化について市長と協議するものとする。

2 前項の規定による協議(以下「緑化協議」という。)の対象は、敷地面積500平方メートル以上とする。ただし、工場立地法(昭和34年法律第24号)

第6条第1項に規定する届出がなされた事業者については適用しない。

- 3 緑化協議を行おうとする者は、緑化協議届（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

（緑化協定及び緑化支援協定）

第5条 市長は、工場等の良好な環境の確保を計画的かつ円滑に推進するため、前条第3項の緑化協議届を市長に提出した者と緑化協定を締結することができる。

- 2 第3条第1項第3号の緑化支援を行おうとする者は、市長と緑化支援協定を締結しなければならない。

（緑化完了の時期）

第6条 緑化協議の事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時期までに工場等の緑化を完了させなければならない。

- (1) 新增設の工場等の場合 工場敷地にあつては生産施設の操業開始時又は主たる業務の開始するとき、その他の敷地にあつては、その用途に供するとき。
- (2) 既設の工場等の場合 敷地の状況、緑化する面積等を勘案して相当と認められる期間（おおむね3年以内）

（履行状況の調査等）

第7条 市長は、事業者が緑化協定を締結した日からおおむね5年を経過するごとに、協定の履行に関する報告を求めることができるものとする。

- 2 市長は、前項に定めるもののほか、事業者に対し、随時、協定の履行に関する報告を求め、必要に応じて実地調査を行うことができるものとする。

（勧告等）

第8条 市長は、緑化協定及び緑化支援協定を締結した事業者が協定事項を履行せず、又は違反した場合は、履行の要請、勧告、助言等の方法により、改善措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、第3条に規定する緑化の基準に達しない事業者に対しては、前項の規定に準じた措置を講ずるものとする。

（助成）

第9条 市長は、事業者が実施する緑化事業に対し、予算の範囲内で助成することができる。

(他の協定との関連)

第10条 市長は、事業者が県又は本市と他の協定等を締結した場合において、当該協定等により、緑化協定を締結した場合と同様な効果が期待できると認められるものについては、当該協定の締結をもって緑化協定を締結したものとみなすことができる。

(委任)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、昭和49年10月11日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の千葉市工場等緑化推進要綱（以下「改正前の要綱」という。）に基づき締結した協定及び改正前の要綱の規定によりこの要綱の施行の日前に市長に締結を申し入れた協定でこの要綱の施行の日以後に締結したものについては、なお従前の例による。

3 昭和49年6月28日に設置されている特殊工場又は設置のための工事が行われている特定工場の緑化率は、第3条第1項第1号の規定にかかわらず、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号）備考第1項第2号又は第3項第1号に規定する式によって算定するものとする。

附則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附則

1 この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日に設置されている特殊工場又は設置のための工事が行われている特定工場の緑化率は、第3条第1項第1号の規定にかかわらず、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号）備考第1項第2号又は第3項第1号に規定する式によって算定するものとする。

3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附則

1 この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日に設置されている特殊工場又は設置のための工事が行われている特定工場の緑化率は、第3条第1項第1号の規定にかかわらず、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号）備考第1項第2号又は第3項第1号に規定する式によって算定するものとする。

附則

1 この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和5年 4月 1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和7年 4月 1日から施行する

(様式第 1 号)

緑 化 協 議 届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

届 出 者 住 所

〒

氏 名 (法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

(連絡先電話番号)

(担当)

(連絡先電子メールアドレス)

@

の緑化について、
下記の図書を添えて協議します。

記

- 1 事 業 概 要 書
- 2 位 置 図
- 3 土 地 利 用 計 画 図
- 4 緑 化 求 積 図
- 5 植 栽 平 面 図

事業概要書

住 所	
敷 地 面 積	m ²
予定建築物の用途	
予定建築物の内容	
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
用 途 地 域 等	建ぺい率 容 積 率
緑 地	m ²
緑 化 率	%
そ の 他	駐 車 場 台 駐 輪 場 台

工場等緑化技術基準

この基準は、工場等緑化推進要綱第3条第2項の規定に基づき、事業者が実施する工場等の緑化についての技術上の基準を定めたものである。

第1 緑化

1 緑化

(1) 地上緑化

ア 敷地面積の10パーセント以上の面積を地上部への樹木により緑化すること。

イ 植栽密度は、10平方メートル当たり高木1本以上、中木2本以上及び低木10本以上とする。

ウ 敷地内の良好な既存緑地は、地上緑化とすることができる。

エ 特定工場については、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号）第3条、工場立地法第4条第1項の規定により公表された工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号）第2条ただし書及び千葉市工場立地法地域準則条例（平成27年千葉市条例第22号）の規定を適用する。

2 特殊緑化

(1) 屋上緑化

ア 高木生育が基本条件とするが、立地条件により困難な場合でも低木の生育が可能であること。

イ 灌水等の設備が設置されていること。

ウ 植栽密度は、10平方メートル当り高木1本以上、中木2本以上及び低木10本以上とする。

(2) 壁面緑化

ア 緑化施設が整備された外壁直立部分の水平投影の長さの合計×1メートルとする。

イ 植栽密度は、1メートル当りツタ植物等を3本以上とする。

ウ 壁面に植栽基盤施設がある場合は基盤施設範囲とする。

エ 傾斜した壁面の緑化は、水平投影面積とする。

(3) フェンス緑化

ア 植物は、常緑の蔓性植物とする。

イ 植栽密度は、1メートル当り3本以上とする。

ウ フェンス直立部分の水平投影の長さの合計×1メートルとする。

(4) 芝生・地被類緑化

ア 芝生は、べた張り又は目地張りとする。

イ 地被類は、密植とする。

(5) プランター緑化

ア プランターの容積は、地上部に設置するものについてはおおむね100リットル以上のものを対象とし、屋上緑化及び壁面緑化に要する場合は50リットル以上のもので、固定式のものとする。

イ 植栽密度は、10平方メートル当り高木1本以上、中木2本以上及び低木10本以上とする。

(6) 花壇

ア 年間を通じて適宜植替えなどを行うことによりおおむね6か月以上植物が植栽された状態であること。

3 水平投影面積

ア 水平投影面積の対象は、地上緑化区域外の地上部に植栽された高木と棚ものとする。なお、屋上に設置された棚ものは対象とする。

イ 植物の地上部分を同一水平に投影して得られる範囲の面積とする。

ウ 高さ3.5メートル以上の高木の「みなし樹冠水平投影面積」は、8平方メートルとする。ただし、実測値が8平方メートルより大きい場合は、実測値を樹冠水平投影面積とすることができる。

エ 棚ものの水平投影面積は、棚施設の範囲とする。

オ 樹冠同士の重なり及び植樹帯、植樹等の重なりを除いた面積とする。

4 敷地外緑地

ア 対象区域は、市内全域とする。

イ 敷地は、おおむね 100 平方メートル以上の一団の土地で樹木により植栽され、事業者が管理しているものとし、農地は対象外とする。

5 緑化支援

ア 公園緑地等への維持管理の支援

イ 公園緑地等の維持管理を行う活動ボランティア団体への支援（人的支援、経済的支援等）

第2 緑化用樹木の規格

工場等に植栽する樹木は、早期に緑化の効果が期待できることから、原則次の規格による。

樹木の規格

区 分	樹 高	目通り周	枝 張
高 木	3.5m	0.15m	1.0m
中 木	1.8m		0.5m
低 木	0.3m		0.4m
生 垣	1.2m	3 本／m	

ただし、植栽地の条件等を勘案し適切な緑化を図るため、樹木規格換算表により樹木区分ごとの本数を変えることができる。

樹木規格換算表

区 分	高 木 : 中 木 : 低 木 : 生 垣
規格換算	1 本 : 5 本 : 15 株 : 3 m

第3 緑化形式と植栽樹種の選定

工場等敷地の外周は緩衝緑地として常緑高木を主景とした帯状樹林とし、極力幅を広くとり、将来複層混交林となるよう植栽する。また、建築物、通路等の周辺の緑化については、高低木及び花木を交えた植栽とする。

植栽する樹木は、工場等の緑化に適した樹種に限らず、地域の景観を創出するような樹種も選択するものとする。

樹種の選定に当たっては、別表1「工場等緑化に適する樹木の特性」を参考とすること。

第4 植栽地の造成

植栽地は、必要に応じて盛土、客土、土壌改良、耕うん及び排水施設を施すなどして植栽に必要な改良を加える。ただし、屋上緑化及び壁面緑化を行う場合は、建築基準法に基づき建築物に加わる荷重及び建築物の安全性、併せて植物の生育条件等を考慮し設定すること。

植物に必要な土壌厚については、別表2を参考とすること。ただし、屋上緑化を行う場合において、別表2に掲げる土壌厚に満たない場合で、過去の実績等により植物の生育が適切に確保できると認められる場合を除く。

第5 植栽及び維持管理

植栽にあたっての留意事項		植 栽 後 の 管 理	
植栽時期	一般には早春芽の伸び前がよいが樹種に応じた適期を選ぶ。	補 植	植栽したものが枯損したときは、1年以内に補植をする。
形 質	根張り、枝張りがよく、病虫害がなく、根元が太くて丈夫なものを選ぶ。	灌 水	植付直後は2～3日おきに植付後1～2年間は夏季乾燥期に継続して行なう。
根の乾燥防止	掘り取ってから植付までの間の根の乾燥防止に細心の注意を払うこと。	剪定整枝	特殊な樹木を除き必要最小限度とする。
植 穴	植穴はゆとりをもって掘るとともに、適度の深さに植える。	除 草	根元の乾燥を防止するため潔癖な除草はさけ、刈払い程度とし、刈草は根元へ敷きこむ。
客 土	生育に適さない場合は、客土を施す。	敷わら(草)	植栽直後、乾燥期および凍害期に行なう。
元 肥	有機質を主とした元肥を施す。	追 肥	冬期に有機質を主とした寒肥を施す。
灌 水	十分に灌水するとともに根の間によく土を入れる。	支 柱	破損した場合は、補修する。
支 柱	樹木のゆれを防ぐため、樹木の大きさに応じた支柱をする。	薬剤散布	病虫害の防除は、早期の実施が効果的である。

別表1										
工場等緑化に適する樹木の特性										
特 性 樹木名	高・中・低	常緑・落葉	陰・陽	適正土壌	耐乾湿	移植の難易	潮害	大気汚染	用 途	栽（準適期） 適期植
イヌマキ	高	常 針	陰	砂壤土	湿	中	強	中	主木 生垣	3—6(9—10)
クロマツ	高	常 針	陽	砂壤土	乾	中	強	中	主木	12—4(9—11)
カイヅカイブキ	高	常 針	陽	砂壤土	乾	中	強	強	主木 生垣	2—7(9—11)
ヒマラヤスギ	高	常 針	陽	砂壤土	中	易	弱	中	主木	1—4(9—11)
マテバシイ	高	常 広	陽	壤土	中	中	強	強	主木	5—7(9—10)
ウバメガシ	高	常 広	半陰	砂壤土	乾	易	強	強	主木 生垣	3—6(10—11)
ユズリハ	高	常 広	半陰	砂壤土	中	中	強	やや強	主木	3—6(10—11)
クスノキ	高	常 広	半陰	壤土	中	中	強	やや強	主木	5—6(9—10)
タブノキ	高	常 広	陽	壤土	中	やや難	強	中	主木	4—5
モチノキ	高	常 広	陰	壤土	中	易	強	強	主木	3—6(10—11)
クロガネモチ	高	常 広	陰	壤土	中	易	強	強	主木	3—6(10—11)
イチヨウ	高	落 針	陽	砂壤土	中	易	中	強	主木	11—12(3—4)
シダレヤナギ	高	落 広	陽	砂壤土	湿	易	中	強	主木	2—4(11—1)
ブラタナス	高	落 広	陽	砂壤土	乾湿	易	中	強	主木	10—11(2—3)
トウカエデ	高	落 広	陽	壤土	中	中	弱	強	主木	11—12(3—4)
オオシマザクラ	高	落 広	半陰	砂壤土	中	中	弱	やや強	主木	10—11(2—3)
サンゴジュ	中	常 広	半陰	壤土	湿	易	強	強	生垣	4—6(9—10)
キョウチクトウ	中	常 広	陽	砂壤土	中	易	強	強	生垣	3—5(10)
マサキ	中	常 広	陽	砂壤土	湿	易	強	強	生垣	3—11
イヌツゲ	中	常 広	半陰	砂壤土	中	中	強	強	生垣	3—6(9—10)
ネズミモチ	中	常 広	陰	砂壤土	乾湿	易	強	強	生垣	3—7(9—10)
カナメモチ	中	常 広	半陰	壤土	中	中	強	強	生垣	3—6(9—10)
モッコク	中	常 広	陰	壤土	中	中	中	やや強	主木	3—6(10—11)
シャリンバイ	低	常 広	陽	砂壤土	中	易	強	強	寄植用	4—6(10—11)
ハマヒサカキ	低	常 広	半陰	砂壤土	乾	易	強	強	寄植	4—6(10—11)
トベラ	低	常 広	半陰	砂壤土	乾湿	中	強	強	寄植	5—6(10—11)
サツキ	低	常 広	半陰	壤土	中	易	中	強	寄植	3—5(10—11)
オオムラサキツツジ	低	常 広	半陰	壤土	中	易	中	中	寄植	5—6(10—11)
ナワシログミ	低	常 広	陰	—	乾湿	易	強	強	寄植	3—4
ドウダンツツジ	低	落 広	陽	砂壤土	中	易	中	強	寄植 生垣	10—11(3—5)
アベリア	低	落 広	陽	砂壤土	中	易	中	強	寄植	4—6(10—11)
ケヤキ	高	落 広	陽	壤土	中	易	弱	強	主木	4—5(10—11)
ヤブツバキ	高	常 広	陰	壤土	中	中	強	強	主木	2—4(5—6)
サザンカ	高	常 広	陰	壤土	中	中	強	強	主木	2—4(5—6)
シラカシ	高	常 広	半陰	壤土	乾	中	中	強	主木	2—4(6—7)
スダジイ	高	常 広	半陰	壤土	中	易	強	強	主木	2—4(6—7)
ヤマモモ	高	常 広	半陰	砂壤土	中	易	強	強	主木	3—4(6—7)

別表 2 植物に必要な土壌厚

区分	高 木	中 木	低 木	草 花	芝	セダム類	備 考
厚さ (屋上緑化 の場合)	90 cm 以上 (40cm 以上)	60 cm 以上 (30cm 以上)	45 cm 以上 (25cm 以上)	30 cm 以上 (15~20cm 以上)	15~30 cm (15cm 以上)	—cm (5 cm 以上)	コンクリート上の盛土は、この基準を上廻る厚さが必要である。